

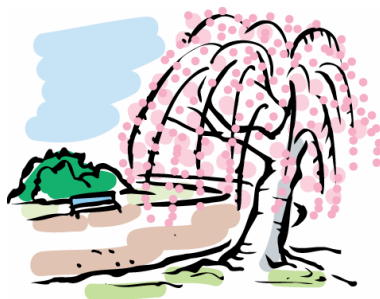
原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2

TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719

E-mail: harasr@agate.plala.or.jp

URL: <http://www.harasr.com/>



厚生労働省で示された事業主が講ずべき「パワハラ」防止策

◆防止対策の検討が進む

厚生労働省では昨年 5 月に「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を立ち上げ、職場のパワハラの実態や課題の把握、実効性のあるパワハラ防止対策の検討が進められています。

このうち、パワハラを防止するために事業主が講ずる対応策の案をご紹介します。

◆パワハラ防止対策の案

(1) 事業主の方針等の明確化、周知・啓発

・パワハラの内容等の明確化、周知・啓発

・行為者への対処方針・対処内容（懲戒等）の就業規則等への規定、周知・啓発

(2) 相談等に適切に対応するために必要な体制の整備

・相談窓口の設置

・相談窓口の担当者による適切な相談対応の確保

・他のハラスメントと一体的に対応できる体制の整備

(3) 事後の迅速・適切な対応

・事実関係の迅速・正確な確

認

・被害者に対する配慮のための対応（メンタルヘルス不調への相談対応等）の適正な実施

・行為者に対する対応（懲戒等）の適正な実施

・再発防止に向けた対応の実施

(4) パワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組として望ましいもの

・長時間労働の是正等の職場環境の改善

・相談窓口と産業保健スタッフ等との連携

・コミュニケーションの円滑化のための研修等の実施

(5) 上記の対応と併せて行う対応

・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な対応、周知

・パワハラ相談・事実確認への協力等を理由とした不利益取扱いの禁止、周知・啓発

女性の賃金、アルバイトの時給が過去最高に！

◆正社員と非正社員の差は拡大

厚生労働省は 2 月下旬、2017 年の「賃金構造基本統

計調査」を発表しました。これによると、フルタイムで働く女性の所定内給与の平均が前年より 0.6%多く、4 年連続で過去最高を更新したことがわかりました。一方で、非正規で働く女性が増えた影響で、正社員と非正社員の賃金格差は前年より広がりました。報告書の概要は以下の通りです。

◆全般的に微増、男女の格差は過去最小

賃金は、男女計 30 万 4,300 円（年齢 42.5 歳、勤続 12.1 年）、男性 33 万 5,500 円（年齢 43.3 歳、勤続 13.5 年）、女性 24 万 6,100 円（年齢 41.1 歳、勤続 9.4 年）となっています。賃金を前年と比べると、男女計および男性では 0.1%増加、女性では 0.6%増加となりました。

女性の賃金は過去最高となっており、男女間賃金格差（男性=100）は、比較可能な昭和 51 年調査以降で過去最小の 73.4 となりました。

◆年齢別の賃金カーブ、女性に緩やか

男女別の賃金カーブをみると、男性では年齢階級が高くなるとともに賃金も上昇し、50～54 歳で 42 万 4,000 円（20～24 歳の賃金を 100 とすると 201.4）と賃金がピークとなり、その後下降しています。女性も 50～54 歳の 27 万円（同 133.3）がピークとなっていますが、男性に比べ、賃金カーブは緩やかとなっています。

◆短時間勤務・アルバイトの時給は上昇

雇用形態別で見ると、正社員の所定内給与は 32 万 1,600 円と前年からほぼ横ばいだったのに対し、非正社員は同 0.5%減の 21 万 800 円で、賃金格差は広がりました。また、短時間勤務をするアルバイトや契約社員の平均時給額は同 2.0%増の 1,096 円で、過去最高でした。男性は同 1.8%増の 1,154 円で、女性が同 1.9%増の 1,074 円でした。

これを男女別・年齢階級別で見ると、男性、女性ともに、20～24 歳以降で 1,000 円を超えており、最も賃金が高い年齢階級は、男性では 60～64 歳で 1,273 円、女性では 30～34 歳および 35

～39 歳で 1,137 円となっています。

就労条件総合調査にみる企業の労働時間制度

◆平成 29 年の結果が公表

厚生労働省から、平成 29 年「就労条件総合調査」の結果が公表されています。この調査結果により、現在の民間企業における就労条件の現状がわかりますので、その内容を見ていきましょう。

◆所定労働時間はどれくらい？

1 日の所定労働時間は、1 企業平均で 7 時間 45 分（前年調査結果と変わらず）、労働者 1 人平均では 7 時間 43 分（前年調査では 7 時間 45 分）。週所定労働時間は、1 企業平均で 39 時間 25 分（同 39 時間 26 分）、労働者 1 人平均では 39 時間 01 分（同 39 時間 04 分）でした。

産業別で見ると、金融業、保険業で最も短く（週所定労働時間 38 時間 01 分）、宿泊業、飲食サービス業で最も長く（同 40 時間 11 分）となっています。

◆休日形態は？

「何らかの週休 2 日制（完全週休 2 日制/月 3 回や隔週など完全週休 2 日制より休日数が実質的に少ない制

度）」を採用している企業割合は 87.2%（前年 88.6%）、完全週休 2 日制より休日数が実質的に多い制度を採用している企業割合は 6%（前年 5.8%）、週休 1 日制または週休 1 日半制を採用している企業割合は 6.8%（前年 5.6%）となっています。

◆年次有給休暇の取得状況は？

1 年間に企業が付与した有給日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均で 18.2 日（前年 18.1 日）。

そのうち、実際に労働者が取得した日数は 9 日（前年 8.8 日）で、取得率 49.4%（前年 48.7%）となっています。

◆病欠休暇制度の有無、付与日数は？

病欠休暇制度がある企業割合は 32.5%で、そのうち、病欠休暇取得時に賃金を「全額」する企業割合は 33.2%、「一部」支払いとする企業割合は 18.8%、「無給」とする企業割合は 47.7%です。

病欠休暇の 1 企業平均 1 回当たりの最高付与日数は 246 日で、賃金の支払状況が「全額」の場合では平均 97.6 日、「一部」の場合は平均 294.1 日、「無給」とする場合は平均 354.5 日となっています。